

愛知県環境影響評価条例の対象事業に 係る規模要件の見直しについて

令和7年7月11日

愛知県環境影響評価条例の概要

＜環境影響評価制度の目的＞

(制定:1998(平成10)年、施行:1999(平成11)年)

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなる
おそれがある事業

環境影響を事業者自らが調査・予測・評価

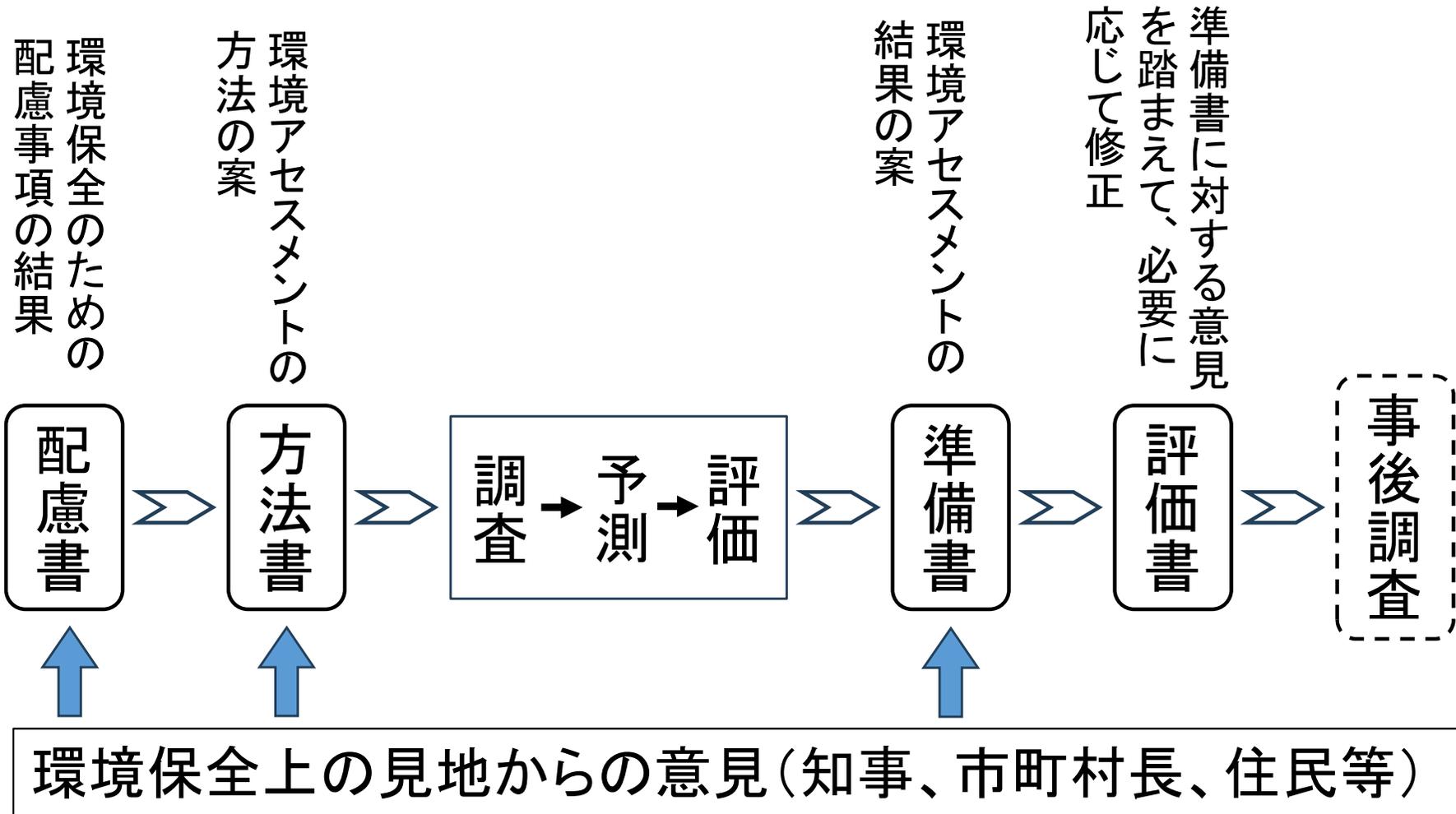
↓ 公表

知事、市町村長、住民などから意見を聴取

より望ましい事業計画

愛知県環境影響評価条例の概要

<手続きの流れ>



愛知県環境影響評価条例の概要

＜法と条例の関係＞

○ 環境影響評価法

第一種事業：必ず環境影響評価手続きを実施

第二種事業：環境影響評価手続きを行うかどうかを個別に判断

○ 愛知県環境影響評価条例

- ・ 法に基づく環境影響評価は不要と判断された第二種事業
- ・ 法が対象としていない県道・市町村道、工場事業場の新設などの事業



※ 第二種事業について環境アセスメントを行うかどうかを決める手続（スクリーニング）

愛知県環境影響評価条例の概要

＜環境影響評価制度の対象事業＞

対象事業の種類	法律の第一種事業	法律の第二種事業	条例の対象事業
① 道路			
高速自動車国道	すべて		
指定都市高速道路(4車線以上)	すべて		
一般国道(4車線以上)	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
林道(幅員6.5m以上)	20km以上	15km～20km	15km～20km
県道・市町村道(4車線以上)			7.5km以上
② ダム・堰その他河川工事			
ダム	貯水面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
堰	湛水面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
放水路	土地改変面積100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
③ 鉄道			
新幹線鉄道	すべて		
普通鉄道	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
新幹線・普通鉄道以外の鉄道			7.5km以上
新設軌道	10km以上	7.5km～10km	7.5km～10km
新設軌道以外の軌道			7.5km以上
④ 飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m～2,500m	1,875m～2,500m
⑤ 発電所			
水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW～3万kW	2.25万kW～3万kW
火力発電所(地熱以外)	出力15万kW以上	11.25万kW～15万kW	11.25万kW～15万kW
火力発電所(地熱)	出力1万kW以上	0.75万kW～1万kW	0.75万kW～1万kW
原子力発電所	すべて		
太陽電池発電所	出力4万kW以上	3万kW～4万kW	3万kW～4万kW
風力発電所	出力5万kW以上	3.75万kW～5万kW	0.75万kW～5万kW
⑥ 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設(焼却施設)			処理能力150t/日以上
し尿処理施設			処理能力150kℓ/日以上
産業廃棄物焼却施設			処理能力150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha～30ha	25ha～30ha

対象事業の種類	法律の第一種事業	法律の第二種事業	条例の対象事業
⑦ 下水道終末処理場			11.25ha以上
⑧ 工場・事業場			燃料使用量11.25t/時間以上又は特定排水の量7,500m ³ /日以上
⑨ 公有水面の埋立・干拓	50ha超	40ha～50ha	40ha～50ha
⑩ 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha以上
⑪ 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
⑫ 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
⑬ 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha以上
⑭ 農用地の造成			75ha以上
⑮ レクリエーション用地の造成			75ha以上
⑯ 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha以上	75ha～100ha	
都市再生機構等が行うもの	100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha以上
⑰ 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha以上	75ha～100ha	75ha～100ha
その他			75ha以上
⑱ 鉱物の掘採又は土石の採取			事業区域面積75ha以上又は土地改変面積37.5ha以上
⑲ 複合開発事業			75ha以上
港湾計画	埋立・掘込300ha以上		

愛知県環境影響評価条例の概要

＜環境影響評価の項目＞

○ 影響要因

- ①工事の実施 ②土地又は工作物の存在 ③土地又は工作物の供用

○ 環境要素

区分	環境要素
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	①大気質 ②騒音及び超低周波音 ③振動 ④悪臭 ⑤水質 ⑥水底の底質 ⑦地形及び地質 ⑧地盤・土壌 ⑨地下水の状況及び地下水質 ⑩日照阻害
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	⑪動物 ⑫植物 ⑬生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造	⑭景観 ⑮人と自然との触れ合いの活動の場 ⑯地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況
環境への負荷の量の程度	⑰廃棄物等 ⑱温室効果ガス等

愛知県環境影響評価条例の概要

＜環境影響評価の実施状況＞

対象事業の種類		道路	ダム	鉄道	飛行場	発電所	廃棄物処理施設	下水道終末処理場	公有水面の埋立等	土地区画整理事業	工業団地の造成	計
手続中	法	2				3			1			6
	条例					1						1
手続終了	法	2	1	1	1	5	1		1	2		14
	条例	1		1			11	1			1	15
計		5	1	2	1	9	12	1	2	2	1	36

注) 廃止事業を除く。

愛知県環境影響評価条例の対象事業に係る規模要件の見直しについて

<見直し対象の事業>

- 主にばい煙※の排出による大気質への影響を考慮し、「工場等の新設又は増設の事業」を環境影響評価条例の対象事業として設定。

※ 物の燃焼等に伴い発生するいおう酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質(塩化水素、水銀等)

対象事業の種類	規模
工場等の新設の事業	燃料使用量が11.25t/時間以上(重油換算)又は特定排出水の量が7,500m ³ /日以上である工場等を設けるもの
工場等の増設の事業	燃料使用量が11.25t/時間以上(重油換算)又は特定排出水の量が7,500m ³ /日以上増加するもの

注) 各種燃料への重油への換算方法は熱量換算が基本

- 愛知県環境影響評価指針では、大気質(ばい煙の排出)に係る環境要素として以下の項目を例示
窒素酸化物、硫黄酸化物、SPM、有害物質

愛知県環境影響評価条例の対象事業に係る規模要件の見直しについて

＜社会情勢の変化＞

- 工場・事業場においては、主にボイラーで燃料を使用。
石炭、重油等から都市ガス、天然ガス等への燃料転換の進展
⇒ 大気汚染物質の低減
- カーボンニュートラルを実現するため、今後、アンモニア及び水素の利用拡大が見込まれること。

＜中部圏の水素・アンモニア需要量の目標値＞

目標年度	水素	アンモニア
2030年目標	23万トン/年	150万トン/年
2050年目標	200万トン/年	600万トン/年

(出典) 中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョン

愛知県環境影響評価条例の対象事業に係る規模要件の見直しについて

<課題>

- 対象事業の規模要件は重油の量に換算した燃料使用量により定めており、燃料種別のばい煙の発生量の違いが考慮されていない。
- 水素、アンモニア等の新たな燃料等に係る環境性能を考慮しないことは、カーボンニュートラル等の実現に向けた事業者の取組意欲や技術革新を阻害するおそれ

愛知県環境影響評価条例の対象事業に係る規模要件の見直しについて

<見直しの考え方>

【方向性】

燃料由来のばい煙の発生が少ない燃料(良質燃料)を使用する場合に規模要件を緩和

{ 良質燃料:水素、アンモニア、天然ガス、都市ガス等 }

愛知県環境影響評価条例の対象事業に係る規模要件の見直しについて

【規模要件の緩和の考え方】

- 規模が大きい事業については、供用時の大気質以外にも、著しい環境影響を及ぼす可能性有り
 - ⇒ 大気質への環境影響が低減しても、一定規模以上は環境影響評価手続きが必要
- 環境影響評価条例の他の対象事業との整合性に留意。ばい煙の排出による大気質への影響が懸念される同様の事業として、火力発電所の設置等が対象（条例又は法第二種事業：11.25万kW）
 - ⇒ 同規模以上の事業は環境影響評価手続きを引き続き実施

愛知県環境影響評価条例の対象事業に係る規模要件の見直しについて

【規模要件の緩和のイメージ】

	燃料使用量	特定排出水量
現状	11.25t/h	7,500m ³ /日
緩和後	11.25t/hを上回る規模	7,500m ³ /日

注) 良質燃料を使用する場合であっても、水質への環境影響の低減につながるとは言えないため、特定排出水量については緩和しない。

<参考1>火力発電所における燃料使用量(重油換算値)

	熱効率	燃料使用量 (重油換算値)
省エネ法に基づく電力供給業 ベンチマーク指標(2030年目標値)	44.3% (HHV)	19.9t/h

注) 燃料使用量は、次の式から算出。

$$\text{熱効率} = \frac{\text{発電電力の熱量}}{\text{供給総熱量}} \times 100(\%)$$

<参考2> 各都道府県の状況

- 47都道府県中、44都道府県が「工場・事業場の新設又は増設」を対象事業として設定。
- 環境影響評価の対象となる規模について、主に「排ガス量」(26自治体)、「燃料使用量」(16自治体)の2通りで設定されており、設定状況は以下のとおり。
 - 燃料使用量: 2.7~20t/h(重油の比重0.9として算定)
 - 排ガス量: 4~20万Nm³/h

燃料使用量(t/h)	0~5	5.1~10	10.1~15	15.1~20
自治体数	4	3	8	1

＜参考3＞参考項目抜粋 (愛知県環境影響評価指針抜粋)

環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用						
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	在埋地 地形 改変 及び 工作物 等に 造成 地の 存	点的開発						
							ばい煙の排出	機械等の稼働	風力発電設備の稼働	汚水の排出	冷温排水	製品、廃棄物等の搬入	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○						
		窒素酸化物	○	○				○					○
		浮遊粒子状物質	○					○					○
		粉じん等	○	○	○								
		有害物質等						○					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○					○	○			
		道路交通騒音	○										○
		低周波音								○			
	振動	建設作業等振動		○					○				
		道路交通振動	○										○
	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)									○		
		水の濁り(浮遊物質等)			○								
		富栄養化									○		
		有害物質等									○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質											○
	地盤・土壌	土壌環境			○								
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○								○
		地下水質											○
	日照阻害												○*
その他の環境要素	流向及び流速											○	
	水温											○	
	風車の影								○				